

第 4 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

子ども家庭福祉課

1 計画策定の趣旨・経緯

- 母子父子寡婦福祉法第 12 条の規定に基づき、ひとり親家庭等の仕事や生活全般に係る総合的な支援を推進
- 第 3 期計画の終期が平成 30 年度末までであることから、次期の第 4 期計画を策定

2 計画期間

平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度まで〔5 年間〕

〔第 1 期：平成 18 年 4 月～、第 2 期：平成 21 年 4 月～、第 3 期：平成 26 年 4 月～〕

3 計画策定の基本的な考え方

計画策定の趣旨を踏まえ、次の「基本理念」を掲げ、5 本の「施策の柱」で計画を推進

「基本理念」

ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進

「施策の柱」

- ① 「仕事」を支える取組み
- ② 「家計」を支える取組み
- ③ 「子育て」を支える取組み
- ④ 「学び」を支える取組み
- ⑤ 「安心・交流」を支える取組み

4 重点的に取り組む事項

- 保護者に対する就労支援の推進
 - ・ 就業相談や求人情報の提供による就業の実現
 - ・ 給付金の支給や就業支援講習会による就業・資格取得の実現
- 子どもに対する学習支援の推進
 - ・ 子どもに対する学習支援（地域の学習教室）の開催箇所数・生徒数の増加
 - ・ 地域の学習教室の未開所市町村の解消
- 民間と連携したひとり親家庭等の支援
 - ・ 子ども食堂などの民間による子どもの居場所づくり等との連携

＜今後のスケジュール＞

12 月	1 月	2 月	3 月
計画案とりまとめ	パブリックコメント		3 月末 計画策定
12/13 厚生常任委員会（報告）	1/30 計画策定 委員会	2 月厚生常任委員会（報告）	

第1章 ひとり親家庭等自立促進計画について

○計画改定の趣旨

ひとり親家庭等は仕事と子育てをひとりで担い、様々な課題を抱えていることから、仕事や生活全般に係る総合的な支援が必要。平成31年(2019年)3月をもって現行(第3期)計画の計画期間が終了するため、今回計画改定を行う。

○計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく計画

○計画期間

平成31年(2019年)4月から平成36年(2024年)3月まで

○これまでの計画

・平成18年(2006年)4月～第1期 ・平成21年(2009年)4月～第2期
 ・平成26年(2014年)4月～第3期

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

(1) 安定的な雇用の確保

【○現状 ●課題】

- 就業率は高いが、正社員率が低い
- 就業相談の実施や資格取得の支援等が必要
- 雇い主である企業や団体の理解の促進を図ると同時に、各種雇用促進制度の活用促進を図っていくことが必要

(2) 収入の確保

- 就労収入が少なく、家計に余裕がない世帯が多い
- 就労による収入の増加に加え、貸付金等による経済的な支援が必要
- 養育費を取決め、確実な取得に繋げるための支援が必要

(3) 仕事と子育ての両立

- 仕事と子育ての両立に不安・困難を抱えている世帯が多い
- 安定的な就業の実現のためにも、保育サービスの確実な提供や地域における子育ての支援等が求められている
- 保護者自身が病気にかかったときの家事や育児の負担軽減などの日常生活の支援が必要

(4) 子どもの学習支援

- 多くの保護者が子どもの教育や進学に不安・悩み等を抱えており、経済的理由等から進学についての夢が持てない
- 子ども達の夢の実現のため、「学び」を支える取組が必要

(5) 孤立化防止と社会的理解の促進

- 誰にも相談できずに、地域の中で孤立しているひとり親家庭等は少なくない
- 誰もが利用しやすい相談窓口や方法を整備するとともに、相互交流の促進等による精神的負担の緩和を図ることが必要
- 社会全体でひとり親家庭等を支える必要があるという共通認識を醸成していくことが必要

(6) 熊本地震による被災等を踏まえた官民の取組み

- 被災前からの就業条件の厳しさ等が困難を重層化・深化させており、官民連携の生活再建に向けた寄り添い型支援が必要

(7) 子どもの貧困問題を踏まえた総合的な支援

- 本県におけるひとり親世帯の貧困率は43.8%(H29:2017)
- 世帯の経済状況が子どもの生活や教育環境等に影響を与えることから、特に経済的な困難に陥りやすいひとり親世帯に対しては、様々な課題解決を目指す総合的な支援が必要

第3章 基本理念と基本目標

第4章 具体的な施策と数値目標

基本理念

ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進

特に強化する取組み

子どもの貧困やひとり親家庭等に関する実態調査(H28:2016、H29:2017で計3回実施)結果を活かし、第4期計画では特に、以下の取組みを重点的に進める

- ①保護者に対する就労支援 ②子どもに対する学習支援 ③民間と連携したひとり親家庭等支援

基本目標と施策体系

主な施策

【新】:新規事業 【拡】:事業拡充、見直し事業

1「仕事」を支える

- 職業紹介や就業相談
- 資格や技術取得の支援

【拡】

・就業相談・情報提供(県) (数値目標) 計画期間中に250人の就業を実現

【新】

・高等職業訓練促進資金貸付(県)

【拡】

・高等職業訓練促進給付金(県)

【拡】

・就業支援講習会(県)

(数値目標)

計画期間中に500人の就業・資格取得を実現

- ひとり親の雇用促進
- 民間と連携した取組み

- ・特定求職者雇用開発助成金制度(国)
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業(複数主体)
- ・民間による就労支援(雇用促進や福利厚生制度の整備・充実等)(複数主体) 等

2「家計」を支える

- 手当や貸付
- 養育費確保の支援
- 民間と連携した取組み

【拡】

・児童扶養手当の支給(国)

【拡】

・母子父子寡婦福祉資金貸付(県)

・弁護士による相談事業(県)

・養育費についての啓発(複数主体)

・民間による家計支援(フードバンクによる食材・日用品提供等)(複数主体) 等

3「子育て」を支える

- 保育サービス等の確実な提供
- 一時的な預かりや居場所づくり
- 日常生活の支援
- 民間と連携した取組み

【拡】

・教育・保育施設の整備(市町村)

【拡】

・放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業(市町村)

【新】

・「よかボス」の推進による子育て支援(県)

【新】

・住宅確保要配慮者への支援(複数主体)

・民間による子育て支援(子ども食堂等による居場所づくり等)(複数主体) 等

(数値目標)

「よかボス」企業の登録数

現状(H29:2017) 目標(H35:2023)

100社 ⇒ 500社

4「学び」を支える

- 子どもたちの学習等の支援

【拡】

・地域の学習教室(県)

・ひとり親家庭応援の塾(県)

【新】

・高卒認定試験合格支援給付金(県)

・子どもの学習・生活支援事業(県)

・放課後子供教室推進事業(県) 等

(数値目標)

地域の学習教室の開催箇所数・生徒数

現状(H29:2017) 目標(H35:2023)

130箇所、862人 ⇒ 200箇所、1,500人

地域の学習教室の開催市町村数

現状(H29:2017) 目標(H35:2023)

25市町村 ⇒ 45市町村

5「安心・交流」を支える

- 相談への対応
- 相互交流の促進
- 社会的な理解の促進

【拡】

・母子家庭等就業・自立支援センターでの相談対応(県)

【新】

・母子・父子休養ホーム「しらゆり」を活用した取組み(複数主体)

【拡】

・研修会や啓発活動の実施(県) 等

第5章 計画の推進に向けて

- 国、県、市町村等の関係機関、民間団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、社会全体でひとり親家庭等を支えていく。
- 計画期間中、進捗状況を確認し、必要に応じ、ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会に報告、協議を行う。